

第三十四回国会 建設委員會議録 第六号

昭和三十五年二月二十六日(金曜日)

午前十時四十六分開議

出席委員

委員長 羽田武嗣郎君  
理事堀川 恭平君 理事南 好雄君  
理事中島 敏君 理事山中 吾郎君  
理事塚本 三郎君  
逢澤 寛君 川崎末五郎君  
砂原 格君 徳安 實藏君  
橋本 正之君 廣瀬 正雄君  
石川 次夫君 岡本 隆一君  
兒玉 末男君 坂本 泰良君  
實川 清之君 三鍋 義三君  
今村 等君

出席國務大臣

建設 大臣 村上 勇君  
出席政府委員

大藏政務次官 奥村又十郎君  
建設事務官 鬼丸 勝之君  
建設事務官 (大臣官房長) 志村 清一君  
建設事務官 (大臣官房會計課長) 關盛 吉雄君  
建設事務官 (計画局長) 山本 三郎君  
建設技官 (河川局長) 會田 忠君  
建設事務官 (河川局長) 佐藤 寛政君  
建設技官 (道路局長) 神田 治君  
建設技官 (住宅局長) 櫻井 良雄君  
建設技官 (営繕局長)

委員外の出席者

大藏事務官 宮崎 仁君  
主計官

建設事務官 高田 賢造君  
(大臣官房參事) 山口 乾治君  
専門員

二月二十三日  
委員兒玉末男君辞任につき、その補  
欠として柏正男君が議長の指名で委  
員に選任された。

同日  
委員柏正男君辞任につき、その補欠  
として兒玉末男君が議長の指名で委  
員に選任された。

同日  
委員岡本隆一君辞任につき、その補  
欠として島上善五郎君が議長の指名  
で委員に選任された。

同日  
委員島上善五郎君辞任につき、その  
補欠として岡本隆一君が議長の指名  
で委員に選任された。

同日  
委員山本猛夫君及び實川清之君辞任  
につき、その補欠として大倉三郎君  
及び坂本泰良君が議長の指名で委員  
に選任された。

同日  
委員大倉三郎君及び坂本泰良君辞任  
につき、その補欠として山本猛夫君  
及び實川清之君が議長の指名で委員  
に選任された。

二月二十二日  
綾瀬川等水防対策強化に関する請願  
(天野公義君紹介)(第六一〇号)

特殊土じより、対策事業の推進に關す  
る請願(瀬戸山三男君紹介)(第六五  
四号)

五反田駅前の明治道路横断用歩行地  
下道建設に關する請願(宇都宮徳馬  
君紹介)(第六六〇号)

東海道第二回道路建設に關する請願外  
一件(辻寛一君紹介)(第六六一号)

肝付川の改修工事促進に關する請願  
(二階堂進君紹介)(第六八〇号)

都城市、指宿市間県道の二級国道編  
入に關する請願(二階堂進君紹介)  
(第六八一号)

県道唐津呼子線等の国道編入及び改  
修に關する請願(保利茂君紹介)(第  
六八二号)

県道八戸軽米線市野沢、盛岡間の二  
級国道編入に關する請願(三浦一雄  
君紹介)(第六八三号)

名神高速道路建設の鉄筋コンクリー  
ト高架式採用に關する請願(江崎真  
澄君紹介)(第六九一号)

は本委員会に付託された。

二月十九日  
治水事業五箇年計画の法制化に關す  
る陳情書(徳島市上吉野町三の三一  
吉野川改修促進協力会長納田徳雄)  
(第三八号)

天龍川上流改修促進に關する陳情書  
(長野県伊那郡区内長野県天龍川上  
流改修期成同盟会長松田徳)(第四九  
号)

街路事業及び公共土木施設事業の推  
進に關する陳情書(東京都議會議長  
内田道治)(第五〇号)

公営住宅法の一部改正に關する陳情  
書(東京都議會議長内田道治)(第五  
一号)

海岸崩壊の復旧と浸蝕防止に關する  
陳情書(愛知県町村会長原田政久)  
(第五二号)

十五号台風による海岸及び河川堤防  
の復旧に關する陳情書(愛知県町村  
会長原田政久)(第五三三号)

木曾川沿岸堤防の完全強化促進に關  
する陳情書(愛知県町村会長原田政  
久)(第五四号)

治水事業五箇年計画の法制化等に關  
する陳情書(岡崎市市長太田光二)(第  
五五三三号)

大阪湾の高潮防災対策に關する陳情  
書(兵庫縣議會議長細見達蔵)(第一  
三八号)

公営住宅建設事業予算増額に關する  
陳情書(鳥取県町村議會議長會長山  
本昇造)(第一四三三号)

東京都中央区沿岸の高潮対策に關す  
る陳情書(東京都中央区議會議長松  
村梅吉)(第一四四四号)

中央自動車道建設促進に關する陳情  
書(多治見市議會議長加藤金四郎)  
(第一四五五号)

県道姫路、豊岡間の国道編入に關  
する陳情書(兵庫縣議會議長細見達  
蔵)(第一四六六号)

中央自動車道の早期完成に關する陳  
情書(都留市議會議長高橋栄市郎)  
(第一四七七号)

北九州五市、福岡間高速自動車専用  
道路の早期建設に關する陳情書(門  
司市長柳田桃太郎外五名)(第一四八  
号)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件  
建設法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第四八号)

建設省関係重要施策に關する件

○羽田委員長 これより會議を開きま  
す。  
建設法の一部を改正する法律案、  
海岸法の一部を改正する法律案の両案  
を一括して議題とし、審査を進めま  
す。

質疑の通告がありますから、これを  
許します。  
砂原格君。  
○砂原委員 建設法の一部を改正す  
る法律案について建設大臣にお尋ねを  
いたします。本案を実施するようにな  
りますと、既存の建設業者に圧迫を加  
えるような結果をもたらさしはしないか  
と考えるのでありますが、大臣の御所  
見を伺いたいと思います。  
○村上國務大臣 建設法の一部を改  
正する法律案の根本の改正要綱は、た  
だ単に建設事業に従事しておるいわゆ  
るその従業員の技術検定を行なうとい  
うことだけでありますので、別にこれ  
によって建設業者を圧迫するとか、あ  
るいは非常に建設事業が困難になると  
いうようなことは毛頭ございません。

○砂原委員 労働省の所管の職業訓練法の制定によって、すでに職種別の技能検定が現在実施されておるのであります。これと類似するような目的を持つておる法律の改正であると思いますが、この点はいかがですか。

○村上國務大臣 労働省で施行いたしておられますこの技術能力試験と申しますか、技能者の検定につきましましては、これは単なる大工、左官というよりな、通常に申しますと、職人の技術検定というのであります。建設省で今回改正して技術検定をいたしたいという目的は、それと違ひ施工技術の検定というのであります。この点はいささか違つておる次第であります。

○砂原委員 第五条第一項第二号の改正を行なうと申しますと、今後建設業者の登録は当然ふえてくる。その登録がふえてくるということは、結局既存の業者を圧迫することになる。かように私は考へるのでございませぬが、この点はいかがでございますか。

○鬼丸政府委員 今回提案されております改正案の中で、第五条の第一項第二号が改正されるわけでございます。従来、法律や命令による免許とかあるいは技術技能の検定、認定等があれば、それが建設工事に関するものであれば当然資格要件になるというのが従来の規定でございます。ところが、建設業法が制定された当時は、あまりこういうものがないだろうということも考へておりましたが、その後登録要件として認めるのはふさわしくないと認定、免許等が出てきました。たとえて申しますと、労働安全衛生規則によりまする溶接工あるいは、<sup>溶接</sup>技術師、あるいはボイラー及び圧力容器安全規則

則によりますボイラー溶接士、こういうものが建設業法制定の後に出てきました。こういうものも登録要件として認めるのはふさわしくないじゃないかということ、こういうものを今回はずして、適当なものは、建設大臣の指定によつて認めよう。どういふものを認めるかと申しますと、建築士法による建築士の免許あるいは技術士法による技術士の判定、それから先ほど技能者検定のお話が出ましたが、あの技能者検定による指導員のうち、建設工事に直接関係しておる者、こういうふうな者を建設大臣の指定によつて認めよう。こういうわけでございます。

そこで、従来溶接士とか<sup>溶接</sup>技術師一人おるだけで建設業の登録を認められておるといふ事実は、私どもの調査した結果によりますればございませぬので、現在の業者には影響はないものと考へます。将来はこういう溶接士、<sup>溶接</sup>技術師一人だけで登録を認めるのは適当でない、かように考へて提案された次第でございます。

○砂原委員 今回提案されておりますものでは、こうした機械オペレーター<sup>溶接</sup>の免許を持つておる者が申請した場合にば登録を許さねばならぬということになるのじゃないですか。かりにそういうものができた場合、一人だけいたんでは許可はできないといつてみて、法律で許可をすることにされておる場合に、私は官房長の御説明通りに許可することはあり得ないとは言えないと思ふんです。そういう意味から言つて、どうしても既存の建設業者に対して相当の圧迫をする結果を招来する

のではないかと思ふのですが、この点はどうですか。

○鬼丸政府委員 実は私どもこの改正をいたします際に、府県に照会をいたしました。実態を調べましたが、先ほど申し上げました溶接士とか<sup>溶接</sup>技術師とかボイラー溶接士というよりな単純な作業についての免許等を受けておる者が一人だけで、その資格で登録を受けておるといふ事実はございませぬので、ほかの五条の一号なり三号の資格をあわせて持つておるといふことによつて登録されております。また筋道といつたしましても、こういう単純な作業だけで業者の登録の要件として認めることはいかがかというふうな考へられます。

ただ、お話のオペレーター等で、今後この改正によりまして施工技術の検定をパスしたオペレーター等、あるいは労働省の技能者検定を一般で合格した技能者等につきましては、それが建設工事の施工技術を相当持つておる、適当な能力を持つておると判定されるものは、この要件として大臣の指定をして参りたい、かように考へておる次第でございます。事実上今後既設の業者を圧迫する結果にはならぬい、またならぬように留意して運用して参りたいと思つております。

○砂原委員 この際、私は大臣にお尋ねをしたと思ふのであります。むしろこうした部分的な改正をおやりになるよりも、建設業法の第五条というものを大幅に改正をなさる御意思はないものか。と申しますのは、現在、昭和三十三年において登録を受けております業者の数は約七万余りあり、しかもこれだけの数を持つておりながらも、

この業界は非常に簡単に登録を受けることができる。たとえば一つの登録を持つておつた会社が不幸にして解散でもするということになりますと、その会社の専務とか常務とかいうような幹部級の連中が二、三人集まつて、すぐまた会社を設立して、新しく登録をするというふうになつて、建設業を自己がまことにどうも生まれてはつづれ、つぶれては生まれるというふうな結果になるのがたくさんある。しかも私は、<sup>業界</sup>の文化の一番先端を走るものは建設業者であると思ふ。このいわけの近代科学を取り入れた設計の指導によつて業者がこれを建設して行くのであります。そういう先端を走るものが、非常に根が張つておらない。しかも、その根が張つておらないだけでなくして、またこうしたものを育成するということについては、政府自身も真剣に私は考へられておらないのじゃないかというふうな感じがいたすのであります。たとえば公共事業の線でも一般に入札に付せられませぬものを考へましても、建設省の中にはいわゆる門外不出の階級の制度が設けられておつて、たとえば業者をA、B、Cに分けられて、そのA、B、Cの段階の中で指名が行われる場合がある。こういう場合に、現在国内の大企業と称せられます。いわゆる十社ばかりの大企業者——国の公共性を帯びた事業の七割程度までは十業者で施工をしておる。そうすると、七万数千の業者がある中に、その大物が全部の七割なら七割までのものを消化して、残りの三割程度のもの七万近い中小、ことにこの部分に属する個人企業のものたちが、ア

争いをして、この仕事をしておる。こういう事実を見ますときに、もつと自身で建設業というものに對して真剣にお考へになつて、特に中小企業の育成の方面から、この問題に大臣は真剣に取組んで、お考へをいたしたく氣持はないか。大企業の場合は、天井知らずの底なしという立場で現在事業を行なつておるわけでありませぬ。天井知らずの底なしという表現は、大企業は何十億のものであらうと、当然入札に入り、施工する能力を持つておる。底なしの方はA、B、Cにお分けになつておる中でも、そのAの地帯には一応底の方に線がなければならぬのに、天井はなしに底なしになると、下の方の部面までどんどん進出してきて、中小企業を圧迫しておる事実は私は否定できないと思ふ。こういうことであつては、いつまでたつても、この建設業界のものがほんとうに業界発展のために活動をし、奉仕をするということは私

は不可能だと思ふ。

一例であります。たとえば大企業の会社が全国に支店網を張つて、その支店網を張つておる場合には、そうしたときの大企業の連中が、十人の指名者の中に四、五人入つておると、中小企業のものに對してはその仕事を取らせないような工作をやるのです。そうして、中小企業者が入札をする場合には、無理な受注をさすといふようなことがだんだん起こつておるのであります。また、これは何も建設省がそうだとはいへませんが、そういう大企業の中には、役所の方のかつての優秀な技術者とかあるいは相当地位のおありになつた、にらみのきくような人が、そういうときには大企

業のところへ退官の後には必ず入る。入札ごとがすべてなれ合いごとになつてしまふというふうな結果が招来しつゝあるのではないか、こう思うのです。こういうことでは公平適切な、特に今日社会保障などというよりな法律まで作つて、国民に保護を加えておる時代に、こうした中小企業に對する面なども、もっと積極的に考へておる必要があるのではないかと。

一例でござりますが、大企業の株式なんかの表をとつてみますと、これも一つの例でござりますが、舗装工事をかりにやるとするならば、何と云つても国内における舗装では、みずから最高権威者という日本舗道などというものは、どこへいっても伸びておる。その日本舗道の株式は、現在でも株式相場が、五十円の株が五百六十九円もするといふような優秀なものです。これらが持つておられます舗装では、一番必要なものとして、フィニッシャーだとか、ローラーだとか、プラントとかいふようなものがそろえば、パテントを持つておるもの以外の場合には、大体今日の日本の国内におけるところの舗装技術を持つておれば、ほとんど施工することが出来る。そういう設備を持つた、支店網を張つておる店は、たとえば五千万とか一億とかいふような仕事の方へはほとんど有利にとつていく。その仕事は何も五千万、一億の仕事の量にならなくても、それを二つか三つかに切り分けていきさえすれば、一千万とか一千万五百万とか、二千万とかいふ程度にやるのでありますから、地方業者でいくらでも施工ができるはずであります。それを、ことさらにそつういふ大企業がとるような仕事だけは

区切らないで、大きくして入札に付す。お前のところは設備がないのだから設備を、フィニッシャーを買えとか、ローラーを買えとかいふようなことを要求されて、それだけの機械を整えてくれると、お前のところは能力の点において力がないといふので、七八百万程度の仕事でおさらばさせられるといふようなことになる、機械設備はさせられたが、実際の施工のときには、いいところは、大企業がその上前をはねてしまふといふような状態であつては、いつまでたつても国内の中小企業が成長することはないと私は思う。だから、こういう問題については、もっと政府自身が中小企業を育成して、真剣にこれを育てていくのだといふお考えをお持ちであるかどうか。そのお考えをお持ちであるとなれば、具体的にどういふような方法を今後考へていくのかといふような問題について大臣の御所見を伺いたい。

○村上国務大臣 請負業者の登録要件の改正につきましては、非常にめんどうなもので、今、中央建設業審議会で検討いたしております。従つて、今ここで私どもがこうあるべきだといふようなことをはつきり申し上げても、これは中小企業のためになるだろうと思つて私がお答えしても、あるいは中小企業のあらゆる角度から検討すると、ためにならぬのじゃないかといふ場合もできてくるし、たゞ単に大企業を育成強化するといふよりなことは、政府としては考へていないのですけれども、しかし従来の伝統といふことだけでなくて、いわゆる企業力といふものがその事業の重要性といふものに適合するといふことでは、比較的大企業は適

合していく。これならまかしても安心だといふような度合いが、非常に大企業の方が安定感があるので、自然にその方面に指名が多くなつておると思ひます。しかし、ただいま御指摘になりましたように、それが七割は大企業で三割が中小企業だといふよりな比率は今日では相当改善されてきて、大体ファイティ・ファイティになつていくといふことではあります。ただいまの御意見の中にもありますが、たとえば大企業の出張所あるいは支店等を各地方に出すことはどうか、そうして五億とか十億以上の仕事ならともかくも、あまり小さな中小企業でやれる仕事にまでも大企業が入つてくるということはどうも好ましくないのじゃないかといふような御意見もありません。これはごもつともな点もありませんが、しかし今デパートでこれをたどつてみますと、三越なら三越は、これはいづゆるあの種の企業の大企業であります、三越でもやはり針を売つてゐるんだ、高級品ばかりは売つてゐないといふようなことから、どうしてもいろいろな仕事に

関連を持つておられますので、今直ちにこれを御指摘になつたような方向に持つていけるかどうかといふことについては、大へん困難があるかと思つてあります。従ひまして、登録要件の改正につきましては、目下中央建設業審議会で慎重に検討いたしておりますので、いづれこの結論が出ましたならば、ただいまの第五条の改正等も行なわれるものと私は見ております。

○砂原委員 もう一つは直営工事の問題であります。直営工事に対しては、かつて昭和三十三年十二月二十二日に、「直営、請負より非能率」といふ

ので朝日新聞に載つておつたのです。行政管理局、道路工事改善で勸告」といふのが出ておるようございませう。直営工事をおやりになることはけつこつてございませうが、先ほどから申し上げましたように、一般の業者自身も、仕事の量からいいますと、中小企業の線なんかは今非常に困つておる。この中小企業の困つておる連中を救済する意味からいつても、建設省は機械等の設備は何といつても大きな資本を擁するのでありますから、国が持つておるそういうものを一般の業者に貸与して、能率を上げさせる方法をとるといふようなお考えをお持ちであるかどうか、これも伺つておきたい。

○村上国務大臣 中小といふ、あるいは大企業といふ、直営工事をできる限り業者に施工せしめるといふことは、私も同意であります。と申しますのは、結局経済企画庁あるいは行政管理局等の意見を待たなくても、これは私ども常識からいつても、とにかく直営工事といふものは非常に不経済であるといふことは、はつきり言えると思つたのです。従つて、昔のように業者の技術が非常に幼稚な時代には、重要な部分についてはどこまでも直営でやつて、経済といふものもある程度度外視しなければならなかつたのであります。業者の技術あるいは業者の工事に對する考え方といふものが非常に変わつてきておる今日では、私は直営で施工しても、あるいは業者が監督を受けて施工いたしましたとしても、何らその仕事のできばえには変わりはないと思つたのでございませう。むしろ業者でやる方が早くよく、安くといふこの三点にかなりのじゃないか。よくといふ点で

は同じであらうと思ひますけれども、早く、安くといふ点は、むしろ直営工事よりも請負工事の方がこの線には十分扱い得ると思つ次第であります。従ひまして、直轄工事等につきましては、たとい業者にその一部の機械類、資材等を貸し与えてでも今日施工いたしておるのでありますから、だんだんと直営から業者に切りかえて参つておられますので、その点、御了承願ひます。

○砂原委員 奥村政務次官がお急ぎの方でありますから、ちよつとその方に関連をしたことをお尋ねをさせていただきますか。

道路整備の五カ年計画に對する再検討を大臣はせられて、私はむしろ本年度で前の五カ年計画といふものは打ち切りをせられて、さらに本年度から一兆円のワクを拡張して、せめて二兆円ぐらいにして道路網の計画をお立てになる御意思があるかどうかといふことをまずお尋ねをしたいと思います。

それと、奥村政務次官にお尋ねをしたいと思いますのは、このガソリン税による道路計画をわが党で立案計画をいたしました。業界の者は大きな反対をし、圧力をかけてきたのであります。が、がんとしてわれわれはこの政策をとらなくてはならぬといふので、ガソリン税をもつて一兆円の道路計画を立てたわけなのであります。ガソリン税の伸びといふものは三%ないし四%程度をその計算の中に入れておつたのであります。一四%も伸びるといふ非常に高率な伸びを示してきた。そのときには党政調の方、かつまた大蔵省の方の考え方も、話し合いの面においても、五カ年計画の間に少なくと

も五百億の一般会計からの支出はする  
というお考えであつたように私たちは  
記憶しておるのであります。それが当  
初百億程度の予算を一般会計からお  
出しになつておつたのが、いつの間にか  
補正予算の方では八十八億に減額され  
ておる。それでガソリン税が九百六十  
億余にも膨脹をするという見通しがあ  
つて、三十五年度の予算に対しては二  
十四億程度しか一般会計からの支出を  
しておられない。またそのおまけに、  
ガソリン税の収入から道路公団とかそ  
の他の出資を六十億も支出されてお  
る。こういうことは私は少なくとも大  
蔵省はわれわれから見るとインチキ予  
算の編成だ、けしからぬことだと思  
うのであります。なほもつと一般会計か  
らこれを出して、目的税たるガソリン  
税というものを有効適切に使わせな  
いか。こういう点については、少なく  
とも本年はずいぶん村建設大臣も御  
努力になつておるようでありませうし、  
また委員の各位も非常に努力をせられ  
て、一応来年度の分はおさまりがつ  
たのでしようが、少なくとも三十六年  
度からは、一般会計から百億程度の金  
は当然出して、目的税たるガソリン税  
をほんとうに生かしてもらいたい。こ  
ういふような方法が、私はとつていた  
だきたいと思つております。

さらに、このガソリン税に対しては  
道路局長さんにもお聞きいたしたのであ  
ります。ガソリン税によつて一級国  
道だけがやるといふことは、私はおか  
しいと思ふ。少なくともガソリン税の  
負担をいたして、おきますものは、林  
道、町村道、あるいは府県道の線に至  
るものの負担をするものが相当私にはあ  
ると思ふ。こういうところのガソリン

税を負担しておるものが大きな負担で  
あると考へるのであります。これに  
は全然恩恵に浴びておられない。そん  
なことで税の公平な利用にはならな  
いと思つておられます。ガソリン税  
を払つて、公団の方へ出資までして、  
有料道路のところでさらにその使用料  
を払つて通るのであります。そうす  
ると、ガソリン税を負担した上になお使  
用料を支払ふということになると、ガ  
ソリンの消費者といふものは二重にも  
三重にも負担をしなければならぬとい  
ふような、私は不合理な問題が起こつ  
てくると思つておられます。特に私  
は、この問題については町村に至るま  
での府県道、あるいは町村道に對して  
もガソリン税の余恵を受けせしめると  
いふ方法をとつてもらいたい。このこ  
とを特に私は強く要望するわけであ  
ります。

奥村政務次官にお願いをいたします  
ことは、一般会計からもつと金を出さ  
れて、実際に国の産業の発展といふこ  
とになりますと、何といつても道路網  
の完成といふことが、私は国の産業を  
興へす上においても一番必要な必須の  
条件だと思つておられます。一般会計か  
ら出資することに対して現在のような  
り方の予算編成をなさらないように、  
明年度の予算編成、明後年度の予算編  
成にあつては、一般会計から相当額  
のものを出されて、二十億、三十億、  
五十億出して、まだガソリン税の方か  
ら出資金まで取り上げるといふよう  
なことがないように。さらにオリンピ  
ックの問題もございませうし、今後道  
路行政については、建設大臣も相当三十八  
年度までにやらなくてはならない東京

都内の問題等もあると思つてありま  
す。予算の編成にあつては、国情のいろ  
いろな点からお考へになりましたとき  
に、最も適切な支出をしたのだとお  
しやられるだろうと思つておられます。  
われわれ納税のいくものではないのであり  
ます。目的税は目的税たるの意義ある  
使途をお定め願ひたいと思つておられ  
ます。建設大臣には、本年度までの五カ  
年計画を一応本年度で打ち切つて、明  
年度からはさらに五カ年計画の一兆円  
道路計画を立てて、ガソリン税の目的  
の伸びとにらみ合せて、この道路政  
策をお立てになる御意思はないかと  
か、この点をお尋ねいたします。

○村上国務大臣 答えたいです。  
道路の五カ年計画は、すでに三十五年  
度で第三年目に当りますが、たゞいま  
ま御指摘のように、オリンピックと  
か、あるいはまた最近の道路交通の輻  
湊等にかんがみまして、私どもとして  
は大体今年あたりこの五カ年計画の規  
模を相当拡大する必要があつてと思  
つておられます。そのことにつきまして  
目下検討いたしておりますが、関係各  
方面と協議の上、何とかこの五カ年計  
画の規模の拡大をはかりたいと思つ  
ておられます次第であります。

それから、一般会計においての今年  
の二十億ににつきまして、いろいろ  
と御意見があると思つておられます。これ  
は大蔵省の方で答へられるのが適當か  
と思つておられます。実は先般分科会  
で山中委員にお答へいたしましたので  
ありますが、私どもとしても、どうし  
ても各公団に出資する金は一般会計  
で支出してほしいといふことを強く  
要望いたしますが、しかし何と申しま

しても、今年は大台風の復旧事業費等  
が非常にかさみまして、大蔵当局とし  
ても非常に財政支出に困難を來たし  
ておつたような次第であります。五年  
間を通じれば必ずこの点については  
当初の計画通りにはいたしたいから、  
今年、決してこれを例にするわけでは  
ないが、一つこれで何とかまかなつ  
てほしいといふようなこともありま  
す。一応これです承した次第でござ  
います。この点に關しましては、そ  
ういふ御意見が当委員会等におい  
ても出ることをお私どもかねがね非  
常に心配いたしておつたのでありま  
すが、ただいま御指摘になりましたよ  
うな、公団出資金を一般会計でまか  
なうことができないといふ点につ  
いては、これは今後われわれは三十五  
年度を例としないといふことを大蔵  
当局にも話してありますので、次  
年度からはまた十分に考へて参  
りたいと思つておられます。

○奥村(又)政府委員 特にお名さ  
してありますので、私からもお答  
を申し上げます。大体三つのお尋  
ねかと存じます。  
まず第一点は、道路五カ年計画を  
この際改訂してつと規模を大きくす  
べきではないかといふお尋ねでござ  
います。たゞいま村上建設大臣から  
お答へになりましたように、建設大臣  
としては、いろいろ検討中の模様  
であります。現在の五カ年計画は、  
御承知の通り昭和三十三年  
度から始まりまして昭和三十七年  
度まで一兆円のことです。一兆円  
のことです。この一兆円の五カ年  
計画に、この計画策定のときは、  
いわゆる新長期経済計画において、  
初め大体総額六千六百億から九千  
五百億くらい

な線を出しておつたのを、思い切つて  
一兆円と踏み切つたので、来年の三十  
六年、再来年の三十七年のこの二  
年間は、一兆円の計画をりつぱに達  
成して、次にまた新たに大きな計画  
に発足したい、かように考へてお  
られます。これは財源関係もいろいろ  
あるのであります。しかし今建設大臣  
からお話のように、非常な交通の錯  
綜から、これではいけないといふ  
声もあつておられます。また一方に、  
いわゆる所得倍増計画もだんだん具  
体化する機運であります。また一  
方、道路の方も新しい角度でまた  
取り上げるといふことに相  
なります。また改訂することもあり  
得る。かように考へますので、私  
の立場とすれば、この計画の問題に  
ついては、これ以上はちよつとお答  
えいたしかねる、こういうこと  
で御了承願ひたいと思つてお  
られます。

次に、一般会計からの繰り入れが  
特にことしはわずか二十五億円で  
ある、少な過ぎるというお尋ねが  
ございませう。これも今、建設大臣  
が御答弁の通り、一応建設大臣に  
も御了承いたして、これはことし  
だけで、これを将来の例とはしな  
い。財源の余裕があれば、将来は  
また考へ直すといふこと、昨年  
は御承知の経済基盤強化基金から  
百億円というものを一気に繰り入  
れられたので、やりやすかつたので  
あります。ことしはそういう金もな  
い。こういうこととございませう。  
そこで、これに關連して、今の御  
質問は、一体ガソリン税の収入をい  
ろいろなところへ出しておられ、  
また出足らぬ。市町村道路にも、  
また林道などにも均等に配する  
べきじゃないか。一

方において、それには出さず有料道路などに出してやる。これはそんなところへ出すべきじゃない。こういうふうな御意見のように承ったのであります。決して私は議論を申し上げるつもりではございませんが、しかしこれは大事なことです。大蔵省としてこの考え方を一つのみ込んでいた方がいいと思います。市町村道路の整備ということについては、申すまでもなく地方財政法に基づいて市町村の責任でやる。しかし、これに対しては、特に財政の苦しい市町村に対しては、いわゆる交付税でもって、こういった道路の整備費も交付税で総額で渡していただく。こういうことでやっておりますので、そこへガソリン税も持っていくということになりまして、交付税との組み合わせということが非常にややこしいことになる。地方団体の財源調整という問題にもからんでくるので、こういうことはなるべく避けまして、一方において有料道路にガソリン税の収入を充てるのはどうかということでございますが、これも政府から出していただくならば、これは無利子でありますから、有料道路会計全体としては資金コストも安くなる。そしてまたそれが回収されるならば、また新しい有料道路に支出していくということでガソリン税収入の使用の目的にかなう。これは道路整備特別措置法にも規定してあることでございます。もっともこれの収入を見ていきたいというふうに思っております。これは御承知の通り、私、政務次官になる前にも、大蔵委員会でガソリン税の税率という問題についてずいぶん苦心しておりました。幸い当委員会においては御協力をいただいて、

現在では四千四百円ということでありまして、どうか政府の計画より上回った収入を示しております。これは全部ここへ充てていく。こういうことでありますから、大蔵省の苦衷のほども察していただきまして、できる限り御趣旨に沿うように今後やって参りたいと思存する次第であります。

○砂原委員　もう一つ、希望だけでございます。なるほど市町村に対する交付金によって考えてあるということでございますが、これがまことに、実際を言いましたら、あるいはなんですか。この面は、私たちが地方議会におりますときなども、内容を調べてみますと、とにもかくにも、交付金というものはなかなかかわからないのです。いろいろなものを取りまぜてあります。やはり適切なつまみ金のような格好になつておるので、そういう意味で、こうした地方道などは当然自分の力においてまかなうべきなわけにはならないのであるけれども、地方財政というものは困窮しておる。しかし、実際にはガソリン税を払っておる車が一番多いので道路をいためておる。いわゆる破損をせしめるような交通量はそういうところが多い。だから、それが一般国道だけに過ぎ込まれるような結果になることはおもしろくないというふうに考えておるわけですが、時間がないうちから、私は一応この程度で打ち切りですが、ただ、ガソリン税を払うものは二重の負担をしておるのではないか。いわゆる有料道路の使用料も払い、ガソリン税も払いというふうな結果になりつづつあることだけは、いじめない事実である。この点をお考えいただいて、明年度からの一般会計からの

支出に対して、もっと責任のある方法をとって、道路網の完成を期していただきたいということをお願いいたしております。

○羽田委員長　砂原君に申し上げますが、奥村政務次官は地方行政委員会でも、もうとぎれてしまつておられるのようですが、もしほかの御質疑があれば、続けてやっていたらいいけれどもありません。

○砂原委員　それではもう一つ、建設大臣にお伺いをいたします。高速道路その他の道路の事業を完遂していきまます上において、現在の土地収用法では遅々として事業は進まない。このままではおやりになつたのでは、やはり同じ結果を繰り返すことになるのではないかと。予算は確保しておりますが、事業は進展しないというのが事実であります。この土地収用法を、もっと公益優先の意味から強化して、これを大幅改正するということ御意思があるかどうか。また、この大幅改正を今議会においておやりになるかどうか。これは先ほどから申しましたように、オリンピックの問題等もからみまして、こういう状態で、おやりになつておつたのでは、おそれることに間に合わぬのではないかと。このままでは、どうしても間に合わぬのではないかと。だから、公益優先の意味から、この土地収用法を強化するということをお尋ねしたいと思つております。

○村上周務大臣　公共事業の用地取得につきましても、御指摘の通り非常に困難な個所もある次第でありまして、私どもは今後の道路、河川、あらゆる公共事業の用地取得につきましても、現在の土地収用法では、どうもいささか物足りない点があると思つております。従いまして、この三十五年度予算の中に計上しておりますいわゆる公共用地取得制度調査委員会というものを設けて、これによって十分御審議を願つて、これが立法化の方向をとりたいと思つております。ただ、予算の審議とそれから今国会の会期というものは、はたしてこの国会中にその法案が制定できるかどうかということについては、ただいまのところ、まだはっきりお答えできませんが、ともかくもできる限り急いで、この隘路打開のための法案を提出したい、かように思つておる次第であります。

○羽田委員長　児玉末男君。きょうは治水問題について質問したいのでありますが、特に緊急な問題として発生しております。大分、熊本両県にかかると下笠ダムの問題について、大臣並びに局長にお伺いしたいと思つております。なお、法的その他の問題については、あとで坂本委員の方からも御質問されるのでございます。私は一般的な問題について二、三三点お伺いしたいと思つております。まず、新聞、ラジオを通じて報道されておりますように、地元民が猛烈に反対をいたしておるわけでありまして、特にダム建設については、相当の用地、人家、その他その地域の住民の財産等にきわめて重大な関係を持つておるわけでありまして、このように地元民が反対する根拠にも多くの、何と云いますか、同情すべき余地がたくさんあるわけですが、特に河川局長としては、

このダム建設に関する問題について、事前に地域住民の理解を得るための努力あるいは調査、それらの点について、どのような措置をとつてこられたのか。この点について見解を承りたいと思つております。

○山本(三)政府委員　お答えいたします。これらのダム地点につきましても、調査は、御承知かもしれませんが、昭和三十一年から続けておるわけでございます。実は、三十一年当時におきましては、地元の方々も御協力をいただきました。測量等ができたわけでございます。その後、三十三年度から実施計画調査ということで予算がつけられまして、三十四年度も引き続きやっております。その間におきまして、いろいろと地元の方々におきまして、いろいろと御説明をいたしまして、御納得がいたなくような努力をいたしたのでございますが、初めの方は、今強硬に反対をされておる方々も非常に協力的でございましたけれども、途中から、何かのいきさつがございまして、はつきりつまびらかにいたしておりませんけれども、途中から強硬な反対に変わったわけでございます。その後におきまして、絶えず地元の方々には計画等の説明をいたしておりますが、大

多数の方々には、いろいろ説明会にも御出席をいただかしまして、いろいろ御意見を述べられておるわけでございます。一部の方々には説明会にもおいでいただけませんし、またお会いできないというふうな状況でございまして、非常に当事者といつたしましては、困却をいたしておるのが実情でございます。

このダム建設に関する問題について、事前に地域住民の理解を得るための努力あるいは調査、それらの点について、どのような措置をとつてこられたのか。この点について見解を承りたいと思つております。

○山本(三)政府委員　お答えいたします。これらのダム地点につきましても、調査は、御承知かもしれませんが、昭和三十一年から続けておるわけでございます。実は、三十一年当時におきましては、地元の方々も御協力をいただきました。測量等ができたわけでございます。その後、三十三年度から実施計画調査ということで予算がつけられまして、三十四年度も引き続きやっております。その間におきまして、いろいろと地元の方々におきまして、いろいろと御説明をいたしまして、御納得がいたなくような努力をいたしたのでございますが、初めの方は、今強硬に反対をされておる方々も非常に協力的でございましたけれども、途中から、何かのいきさつがございまして、はつきりつまびらかにいたしておりませんけれども、途中から強硬な反対に変わったわけでございます。その後におきまして、絶えず地元の方々には計画等の説明をいたしておりますが、大

○**児玉委員** そりいりきわめて条件の悪い困難な地域に、無理にこのダムの設定をしなくても、ほかの地域に変更するとか、そりいりことはできないのかどうか。それから、聞くところによりますと、もう一つの支流であります玖珠川でございますか、この方がはるかに水量も多い。そりいり点から、このダムの目的が、いわゆる筑後川の流量の調節ということによって下流地域の被害を防ぐというのが目的だとするならば、むしろ水量の多い玖珠川の方がより効果的ではないか、こりいりふりなことも言えるわけですが、聞くところによると、それが何らかの形によつて、今のところに変更になった。このよりになつたことは、やはりそりいり科学的な根拠に基づいてなされたのかどうか。その点について見解をお聞きしたいと思ひます。

○**山本(三)政府委員** この問題につきましては、御承知のように、昭和二十八年に筑後川に大水害がございまして、これの被害がまことに激甚でございまして、筑後川の洪水対策を至急検討しなければならぬという立場に立たされたわけでございます。下流の河川を安全にするためには、どうしても上流地帯に洪水の調節をしなればこの処置はできないという結論に到達いたしました。今仰せになりました筑後川の——筑後川は、上流は玖珠川と大山川の二大川が日田地区において合流いたしました。下流にいつているわけでございますが、玖珠川も大山川もほとんど同じく川の規模の川でございます。御説のように両方にダムを作ることができずならば、非常に有効適切に洪水の調節ができるわけござ

いまして、当初におきましてはそりいり観念に立ちまして、大山川、玖珠川の両川にわたつてダムを候補地点を物色いたしましたわけでございます。それは二十九年当時から本式にそりいり調査を進めまして、当初におきましては、十数カ地点の候補地点がございまして、それがだんだん地形、地質等の条件に縛られて、六カ所に減り、それがさらに三カ地点にしばらく、しかも調査の進むに従ひまして、地質等の条件から、高いダムを作るこりの方がさら下流に危険を及ぼすという心配があらますので、慎重に地質等の点を研究いたしました。最後にやむを得ずこの松原、下笠という地点によるよりほかにという結論に到達したわけでございます。この二カ所のダムによりまして、筑後川の洪水八千五百立方メートルのうち二千五百立方メートルを調節いたしました。下流の流量を六千立方メートルに調節いたしました。この流量を河川の改修によりまして安全に海に流下させよう。こりいりことに計画をいたしておりますが、やむを得ざる事情によりましてこの二カ地点によるよりほかにというこりことに決定いたしました次第でございます。

○**児玉委員** 私は今の局長の説明で多少わからないところは、玖珠川の方のこのダム設定について、どういり点が科学的に困難であるのか。その点も一べん一つお聞きしたいと思ひます。資料はただいま持つてきておりませ

が、あの地域におきましては御承知のように、地形も非常に平坦でございます。ダムを作るような地形的なところはございませけれども、地質が非常に悪いという点と、さらに補償物件も非常に多額にわたつて、御承知のように、幾らでも金をかけてやるということになれば、もちろんこれは不可能と申しませけれども、おのずからそれらの点につきましては限度があるわけでございます。そりいり点からやむを得ずそれらの地点は破壊するよりの状況になつたわけでございます。

○**児玉委員** 今度のその二つのダムの設定によつて、約二千五百立方メートルの流量調節といりことを言われましたが、私の今までのいろいろ資料を見たところでは、今度の治水十カ年計画の中において、木曾川だとかあるいは筑後川、利根川等の河川改修が大幅に取り上げられておるわけ。その場合の流量については、毎秒大体一万二千立方メートルまでは耐え得る、こりいりふりな計画のもとになされておるこり資料に出しております。今までの最大の量といりのは、一万七千立方メートルの流量になるというこり、当初の五カ年計画でも十分な設備はできないうりよりの見地から考えますと、今、局長の言われました下笠と松原ダムの二つが完成しました。やはり今後何年か先に起り得る豪雨に対しても、ほとんどその効果が期待できないのではないかと、こりいりふりに私には考えるわけ。ですから、ほんとうに治水対策といり立場から考えるならば、今九州開発の一環として問題になつておるこり筑後川水系を利用

して、北九州方面の工業用水対策といり、もう少し大規模な立場からの治水計画といりものを再検討すべきではないかと、私はこのよりに考えるわけ。ですから、将来にわたる十カ年計画を通じての中ら、こりいり問題の起きている地域を避けて、もう少し大規模な形における計画といりものを考える必要があるのではないかと。このよりに私は考えるわけですが、これに對する御見解を伺いたい。

○**山本(三)政府委員** ただいまのお話でございますが、われわれが計画しておる対象の洪水量といりものは、明治以来のいろいろの統計によつて調べておるわけでございます。筑後川においては、明治時代にそれに匹敵するよりの洪水が一べんございまして、これ以上の洪水が絶対ないといりことは、天然現象でございませので、われわれとしても確言はできないうりわけでございますが、昭和二十八年にあれだけの大水害を受けた大水害でございませので、その洪水に安全であるよりの程度を河川の治水対策を立てるといりことを目標にしたわけでございます。このダムが完成いたしましたれば、二千五百立方メートルの調節ができるわけでございます。下流部分の改修は、主として現在できておる堤防を補強いたしますれば、安全に流下できるというこりことに相なつておるわけでございます。

それから、利水対策の問題でございませが、もちろんこれらのダムを作るに際しましては、それらの点を十分勘案いたしました。計画を立案するわけでございますが、これ以上ダムを作りまして、貯水量をよけいに得られる

といりことはなかなかむずかしいわけでございます。現在の状況においては、二つの地点にわれわれとして、できるだけ大きなダムを作つて、最大限の調節をいたし、しかも利水にも資して参りたいといりふりに考えておるわけでございます。このダムを作りますならば、洪水の調節ができると同時に、下流の海水の補給にも役立つわけでございます。これらの水をどの地方にお使いになるかは今後の問題でありませが、そりいりふりな利水面におきませても、大いに役立つものであると考えておる次第でございます。

○**児玉委員** 時間がありませんので、最後に大臣にお尋ねしたいと思ひます。

聞くところによりませと、一時警察権力を行使してもその調査を強行するといり、非常に険悪な状態が伝えられておつたわけでありませが、昨日の新聞によりませと、そりいりふりな調査については、来月に延ばすといりことが出ておるわけでありませ。しかし私は、このダムを建設することに決して反対するわけではないのでありませけれども、やはり地域住民の生活権の問題、あるいは永年住んだ自分の土地を放棄するといりことは、これはきわめて大きな問題でございませ。これらに對して、ものを言わせず警察力等を使ってやるといりことは、われわれは絶対承服できないわけでありませ。そりいり点については、特に大臣は自分の地元のこりでありませから、それについてはもう少し理解と納得のでき、だがが見ても妥当だといりふりな、最善の努力を払うべきではないかと、このよりに考えるわけでありませ。

す。また同時に、地理的な条件その他についても考えられれば、これは、しゃにむにやらなくちゃいけないという性格のものでもなからうと思ひます。そういふふうな広範な立場から、大臣がこの問題に対処していただきたい。さういふことを考えておるわけですが、大臣の見解を一つ承りたい。

○村上国務大臣 個人の所有権に対して、たといそれが公のためであつたとしても、これを問答無用で押し切つていくようなことは、私どもとしては断じてとつてはならないと思ひるので、これはただいま見玉委員の御意見と同じであります。この下笠ダムの地点は、今、河川局長から、るる御説明のありましたように、この地点にかわるべき地点がありますならば、われわれとしては、どういふ措置でもいたしたいと思ひます。しかし、どうしてもこの地点でなければ、ダム・サイトとして適当なものがないということになりますと、少数の方にはまことにお気の毒でありますけれども、斷じて一つ御納得いただくかなければならないと思ひます。

警察権を、乱用ではないでしようが、使つて、そして有無を言わさず実測にかかるといふことについても、私ども、さういふことを当初から考えてやろうという気持は、前もなければ、今日でもない次第であります。ただ、この点に關しましては、警察側で、現地の人たちの心構えとでも申します。その熱度が非常に高まつていて、反対の態度が非常に高まつていて、そこで、建設省の係官が測量に入らうとすれば、相當な危険があるのじゃないかといふことを考えておられるようでありますが、これも私はできるだ

け避けたい、かように思つております。ただ、先祖の墳墓の地を水没させたり、あるいはまた公共の用に供すること、実に忍びがたきものがあると思ひます。しかし、さうだからといって、それでは何も手をつけなからうと、建設省がしんぞん日を送るということもできない。と申しますことは、下流の数十万の人の生命、財産というものを考えますと、これらの人たちに何ら被害を及ぼさないという保証がありますならば、たとい一個人のものであろうと、これをお願ひはしないつもりです。けれども、下流の数十万の生命、財産が危険にさらされておるといふ現状にかんがみて、どうしても御納得を

していただきたいのであります。反対される人の御胸中、お氣持もよくわかります。たといつづめの石一つでも、先祖がそこへ置いたものを動かすことは、これは忍び得ないものがあることもよくわかります。しかしながら、それが何十万の人のためになるのだといふことになれば、またもつて、そこには十分な御理解ができてくるのじゃないか。さういふことを私は考えております。幸い社会党の方々が、このお忙しいときにせつかく調査団を派遣されて、そして非常に綿密に御調査を願つたといふことを承りまして、私は非常に感謝いたしておるところであります。決して手荒なことをいたす考えは、ありませんけれども、室原さんですか、当事者が、だれが行つてもほとんど会つてくれない。建設省の者が何べん参りましたも、もちろん会つてくれない。私は熊本県知事にもお願ひして、寺本知事も参りましたが、お会いできなかった。あらゆる人が入れかわ

り立ちかわりこの問題で参りましても、この問題でお伺ひした人は、たといその方が非常に仲のいい代議士さんであつても会つてくれないといふようなことを聞き及んで、内心まことにどうも遺憾に思つておる次第であります。これと申しますのも、何か一初めは非常に協力的であつた。ところが、途中から変わったといふのでございませうから、何かそこにわれわれの方にも感情のもつれを生ずるような原因があつたのじゃないか。さうも考へておられますが、相手方は非常に徳望が、教養もあり、非常な資産も持つておられる方で、決してわからぬ方ではないと思つております。従つて、今回せつかく社会党の方々が御調査願つておるので、皆さん方からも何らかの御意見を承つた上で適當な処置をいたしたいと思つております。

ただ、建設省としては、玖珠川の話も出ましたが、玖珠川にいたしまして、その他の地点にいたしまして、あの地点を除いて他に適當な候補地がないといふことになりますれば、私どもはここで断念するといふことは、これは下流数十万の人たちのことを考えますれば、どうしてもできないのであります。御了承の上、何とか御協力をむしろ私の方からお願ひ申し上げたいと思ひます。

○羽田委員長 坂本泰良君。○坂本委員 実は私は、社会党の九州総合開発の特別委員会から現地調査に行つたわけです。行きますすについて、建設省の方が非常に強引で、裁判所には二月四日に妨害排除の仮処分申請をしておる。さうしてその仮処分決定を持つて、反対する者を公務執行妨害で引つくる。さらに強制測量並びに強制試掘、試錐を強行する。これは強力な反対があるから警察権を頼まなければならぬといふことで、二月十二日に出た下笠警備の打合せ。これは新聞に出ておつた通りであります。が、さういふ打合せが熊本、大分、福岡の三警察関係でなされ、小国にその警備の前線本部を置き、警官三百人を動員して強引にこれをやるというやうな状態になりました。現地に参りますと、なかなか深刻な、単にダム反対でなく、社会問題になつておる。さういふやうな関係で現地に行つたわけでありませう。二、三建設省の御意見も聞きたり、反対のところへも、幸い例の蜂の巣のとりでの中にも初めて入りまして、報道機関の方も了解を得て一緒に会つてきたわけでありませう。

そこで、今大臣が御説明になつたのですが、最初は大山川と玖珠川が合流する久世畑に一カ所やれば二千五百立方メートルのものができるといふことで、ほとんどその計画を立てて、地質の調査をしたら、地質の関係でダム・サイトが高くてできない。しかし、これは全然高くできないといふんじやなくて、金をかければできるといふことなんです。現在松原・下笠の計画は百十八億の計画ださうであります。大体その倍もかければ久世畑一カ所だけで済む。結局経費の問題なわけなんです。もう一つは、水没家屋が片方の久世畑の方は五百幾戸。下笠・松原の方は三百戸余り。だから百五、六十戸少ない。大きい理由はこの二つで、久世畑をやめて松原・下笠に変更したといふやうなことも聞いたわけなんです。

その前に、久世畑で玖珠川と大山川の二つに大きい川が分かれておるわけですが、玖珠川をはずして大山川の方に持つていったことについて、何ら科学的あるいは具体的調査をされた根拠がない。それが反対の大きい理由になつておるわけです。それと、洪水は玖珠川の方が多くて、大山川の方が少ない。ただ、二十八年の洪水の際は、気流その他の関係で大山川の方が多かつた。一般としては玖珠川の方が多かつた。それをどうして玖珠川の方は全部はずして、大山川の方に持つていったか、久世畑と松原・下笠の関係です。ね。われわれは両方から説明を聞いたので、さういふなりに判断しますと、経費の関係ならば久世畑でいいんじゃないか。いろいろと久大線の鉄道の関係があつて、そつちの方から意見が出て大山川の方に持つていったか、その他のいろいろありますが、大きい点は、久世畑が両方ともかといふ関係にあるわけなんです。それを變更された理由について、ただ地質の関係で、地質の關係は費用の關係だけだ。さういふことになるわけですから、さういふふうに最後にしつ寄せられた点について、建設省側の九地建の説明においても、その科学的根拠とか、せひともこつちにしなければならぬ、片一方はさうしても工合が悪いのだといふのは、ただ工合が悪いのだといふことだけであつて、その工合が悪くなつた根拠が不明確なんです。ですから、その点を一つ最初に承りたいと思ひます。

○山本(三)政府委員 その点につきましては、先生、現地においでになりまして、地方建設局からいろいろと御説明をいただいたと思ひますが、今

その前に、久世畑で玖珠川と大山川の二つに大きい川が分かれておるわけですが、玖珠川をはずして大山川の方に持つていったことについて、何ら科学的あるいは具体的調査をされた根拠がない。それが反対の大きい理由になつておるわけです。それと、洪水は玖珠川の方が多くて、大山川の方が少ない。ただ、二十八年の洪水の際は、気流その他の関係で大山川の方が多かつた。一般としては玖珠川の方が多かつた。それをどうして玖珠川の方は全部はずして、大山川の方に持つていったか、久世畑と松原・下笠の関係です。ね。われわれは両方から説明を聞いたので、さういふなりに判断しますと、経費の関係ならば久世畑でいいんじゃないか。いろいろと久大線の鉄道の関係があつて、そつちの方から意見が出て大山川の方に持つていったか、その他のいろいろありますが、大きい点は、久世畑が両方ともかといふ関係にあるわけなんです。それを變更された理由について、ただ地質の関係で、地質の關係は費用の關係だけだ。さういふことになるわけですから、さういふふうに最後にしつ寄せられた点について、建設省側の九地建の説明においても、その科学的根拠とか、せひともこつちにしなければならぬ、片一方はさうしても工合が悪いのだといふのは、ただ工合が悪いのだといふことだけであつて、その工合が悪くなつた根拠が不明確なんです。ですから、その点を一つ最初に承りたいと思ひます。

おっしゃいましたように、久世畑ダムというのにはなるほど候補地点でございます。これは先生は今秋珠川と大山川の合流と申されましたけれども、これもやはり大山川でございます。合流点より川目になっていく地点でございます。当初はこの地点は、一カ所ダムを作りまして相場の洪水の調節量がございまして、地形上は貯水池の状況からいいますと非常によろしいという見当をつけまして調査をいたしましたわけでございます。今ここに詳しい資料を持ってきておりませんけれども、この地点はやはり噴火によりまして堆積をいたしました地帯でございます。地質的に見ますと、断層がございまして、中に二メートル以上の非常に弱い層をかんでおるということでございまして、一カ所の地点にダムを作りまして、ためには相当の高さを必要とするわけでありまして、その高さに応じて十分の安全性を持つにはなかなか費用もかかる。これは金をかけて、相当機械等をやりますればできないわけではございませんが、それらの点につきましてはいろいろ検討をいたしましたわけでございます。一応の手当をいたすいたしました。一億以上の金がかかる。補償物件につきましても、ただいまお話がございましたように、相当多い補償もかかるということでございます。そういう状況になりましたために、さらに下流よりも条件は悪いわけでありまして、上流地点をいろいろ探しました。その結果松原・下笠という候補地点にたどりついたわけでありまして、その地点はやはり噴出の岩でございます。何を申しましても堆積岩よりもしつかりして

おるわけでありまして、この点ならば多少の手当をいたしますならば、現在のまでの経験上、現在考えているくらいの高さのダムならば安心して作れるというところの見当がついたわけでございます。その結果、今まで久世畑を作るというところで進めておったわけでございますが、やむを得ず上流地点に変更をいたしましたわけでございます。それら二つのダムを合わせますと百十億の二つのダムを合わせますと百十億の概算におきまして、工事費の違ひがある。それから、戸数においても少なくて済む。また構造上からいいますと、下流はそれだけの金をかけまして、やはり非常に心配だという点を総合判断いたしました。やむを得ず上流地点の二カ地点に変更いたしました。現在まで進めて参ったのが実情でございます。

それから、珠珠川につきましても、先ほど御説明いたしましたように、二十八年度大洪水のあとに十数カ地点を、大山川、珠珠川地点をあわせて調査いたしましたわけでありまして、珠珠川の方におきましては地形上十分な貯水量を得られる地点がないということ、それから地質の点におきましても今申し上げた松原・下笠に匹敵するようないい地点が得られないという点、さらには鉄道等も相当距離にわたってつけかえ等をやらなければならぬ。非常に金もかかるというような点を総合勘案いたしました。やむを得ず珠珠川地点はあきらめざるを得なかつたというのが実情でございます。

○坂本委員 あきらめざるを得なかつたことについて、ただ九地建の方も今おっしゃったような説明だけなんです。ですから、そういう地質とかあるいはいろいろの点を科学的に調査したかどうか。どうもわれわれが説明を聞くとき、教方所をあげて、これこれはいけなからここにしろ、結局は久世畑にきめて、久世畑が費用の關係でいけなくなつたから松原・下笠に変更したというふうなことで、何ら科学的その他権威ある調査の結果をうたつたかどうかというところがわからないのですから、反対する人としては、何も根拠がないのに官僚の方でここにしようときめたら、すぐにそれを強行するということ、反対の大きな理由だと思つたわけですが、今度松原・下笠にせざるを得なかつたというところで、その地点も今初めてボーリングを入れて横穴を掘つて試験をするというのだから、ここがいろいろ政治的にやられたのではないだろうかという疑念がそこに深まってきた。反対が出てきたわけですが、落とされた場所が十六、七カ所あるようですが、どういふふうにして落とされたかという理由がはつきりしないから、それが反対の大きな理由になっておると思つたのですが、それをお聞きしたい。

○山本(三)政府委員 これは建設省においてもいろいろ調査いたしましたし、大学の先生なり、ダム地質の権威者等にも見ていただいておるわけでございますが、それらの問題につきまして、やはり地元の方々に十分納得のいくように御説明を申し上げなければいけません。御説明を御要求するならば、私ども積極的にこちらからも説明はいろいろ申し上げなければならぬと思つております。ただ、現地で申しますのは、説明を申し上げようと思つても、なかなか会えないという点がございます。従つて、私もといたしましては、その点につきましてお聞きいただくならば、十分納得のいたさうように説明するように準備はいたしておるわけでございます。

○坂本委員 あとでまた質問しますが、建設省が、説明します、どうしますと言われたのは、ごく最近のことでありまして、すでに松原・下笠の予備調査といふのは、大体三十二年の八月にきまつておるようです。その当時、こういふふうにして実地調査した結果、松原・下笠二カ所が一番適地であるし、やむを得ないという説明があればよかつたんですが、昨年の五月、反対するならば土地収用法で強制測量をするんだといつて、強引にこんな大きな杉の木をたくさん切り倒す、それから相対りつばな雑木山を全部切り倒した。だから建設省といふのは法を無視し、法によらなくても強引にやつてしまつて、山間僻地の農民は泣き寝入りになつておる。こういうことで、強引なダム建設で犠牲になつた人は、一時は補償金をたくさんもらつても、今はみじめな生活をしてる。移転をしても、その移転先はやはりうまくいかないで、開拓その他もほとんどだめになつて、その犠牲者は悲惨な状態になつておる。こういうことをつづきになつておるわけなんです。そういうわけで、今盛んに、話をしようと思つたけれども向こうが受け付けないと言つて、もうこうやるのだとめてしまつて、そうして杉その他の大木を強引に切り倒したあとで話し合いをしようじゃないか、こういうふうになつておるから、そこに大きい反対の理由があるわけなんです。それで、説明を聞いてもらえないという点は、反対者側の方にその責任があるわけではなくて、その責任はやはり建設省側にあるのじゃないかというふうな、またわれわれも、無理じゃないかというふうな考え方も出てきているわけなんです。

それから、次は土地収用法に対する事業認定に対して意見を求められ、それに対して昨年の九月二日付で意見書を出していただいております。それは十七カ条になつておりますが、十七番目は絶対反対だということですから、内容的には十六カ条になるわけですが、この意見書をよく検討されたかどうかという点です。そこで、もし検討されたとするならば、この筑後川の洪水防止のための方では、これは室原氏も大学を出ておるし、東京にも一月くらいいて、いろいろと研究されておるようですが、砂防治水事業でこれではできないというふうな考え方があればおるのです。そういうと、建設省側では、先ほど来御説明があつたように、二千五百立方メートルの流量をするためにこの二つのダムを作らなければならぬ。ここに非常に対立の点があるわけですが、砂防並びに治水によつて洪水の防止ができないものであるかどうか。こういう点についての検討をされたかどうか。されたならば、その点をお聞きしたいと思つた。

○山本(三)政府委員 土地収用法の適用に對しまして地元の御意見が出ております。これは計圖局の所管でございますが、それについて私どもも意見をいたして、今検討中でございます。



ただいまの御質問は、説明をしたかという点と、それから砂防ダム等によりまして筑後川の治水はできないものかどうか、こういう二点だろうと思えます。これらの計画につきましては、小国町というのが今の中心でございますが、昭和三十三年八月十七日に小学校におきまして説明会を催したわけでございます。その後におきまして、さらに説明する意図のもとに開催方を町議会に申し入れたわけでございますが、地元の方々の絶対反対で、聞く必要なしというような決議のために機会を得られなかつた。しかし、そのほかの四力町村につきましては、説明会等にも出席をいたしました。御説明を申し上げておられるわけでございます。内容につきましては、筑後川の計画につきまして御説明をいたしまして、御協力をいただくという趣旨のものでございました。

それから、砂防ダムによりまして筑後川の治水はできないかということでございますが、なるほど、土砂の流出の問題につきましても砂防等を行なうことは必要でございますが、御承知のように筑後川の水源地帯、特に大山川等は非常に雨の多い地帯でございます。御承知のように、昭和二十八年の六月におきましては、大体一週間弱の期間におきまして千ミリ以上の雨が降っております。そのために筑後川に大出水が起りまして、四十数カ所の破堤を招いたわけでございます。これらもいずれも堤防の上を大量に水が越しまして破堤したような状況でございます。砂をとめることはもちろん必要でございますけれども、砂防ダムにありましては、水を調節すること

は、これは大量に調節することはできないわけでございます。両方相待ってやらなければ筑後川の治水はできないというふうな観点に立っているわけでございます。砂防ダムをやりますれば、なるほど下流の河床の安定はできるわけでございますが、河床の安定はできません。それ以上の水が上流から参りますならば、また二十八年のようないい結果になるわけでございます。どうしても水を調節する施設を設けなければ、二十八年のようないい結果が実現できないので、それらの点につきまして御説明をいたしまして、御了解をいただく努力をいたしているわけでございます。先ほどのような次第で御説明ができませんでしたというのが実情でございます。今後におきましても、それらの点につきましては、機会が得られますならば十分御説明をいたしまして、御納得をいただくような処置を考えたいというふうな思っている次第でございます。

○坂本委員 実は、この事業認定の見書にもありますが、説明したという話があっただけで、あとは、中津江村あたりは大分県です。大分県知事が一度来られてやったのですが、下の話の關係、熊本県の志屋部落の方にはそういうことは一べんもなくて、土地収用法を語るという手紙が八円切手を張って一べん来ただけだ。そういうことで、勝手に樹木を伐採して、そうしてくいを打ち込んで、その払い下げの契約を、反対の大分県側の園道から見入札してやる。そういうふうな

強引な処置がとられた。そこで、その後には建設局の方でも、一生懸命朝がけしたり夜中に行ったりしたけれども、もうそのときはおさめたいのです。ですから、兒玉君も質問しましたが、どうして個々にやらなければならぬという点とか、それからただいま簡単に砂防ダム、治水の問題についても局長からお聞きしましたが、こういうような点は詳しくパンフレットが何かにしてやればできるのじゃないかと思えます。それをただ、会ってから話す、会ってから話すと言ふものだから、何もやらないじゃないかということになる。こういうようなところにも大きい誤解が生じているのじゃないかというふうな思われます。

何と申しましたも、三十四年の九月二日付で事業認定に対する意見書が出ている。これは室原氏ほか四百名余りの連署で出しているわけですが、これがとにかく反対の重要な十六カ条の理由になっておりますから、これに対してわかりやすいような説明をしなければならぬと思っております。それを、会ってからやるのだ、測量はほとんどやるのだ、こういうところに非常に反対が激化しているという点があると思っております。こういう点について、大臣はどうお考えですか。

○村上国務大臣 坂本先生の御苦心のほどはよく私もわかりますし、またこの点については感謝いたしております。パンフレット等説明書、いわゆる「松原下笠原ダム計画の手引き」というようなものを出しまして、それらが私としては現地の方にも、声でなくて、何かこういうような書類、パンフレットの的なものが出てくるんじゃないか

と思っております。そういう点について、もう少し積極的に九州地建の方でやれという点については、私もそういうふうな思っています。

ただ、これは現段階で言うべきことではないかと思えます。松原ダム、下笠原ダム、二つのダムが同じ時期に、同じような状態で交渉が開始されているわけなんです。松原ダムの方は、その水没家屋等がむしろ下笠原の方が多いわけですが、松原ダムの方では、そういうことならやむを得ないだろうというところまできているわけなんです。一方の方は、もうこれは今会わぬというだけでなくて、去年あたり私も九州に参りました際に、よくひざを交えて話せば非常にりっぱな方だからわからぬはずはないからということを言って、地建あたりにも話したのですけれども、なかなか会いやしない。御親戚の人にも聞きました。これも会いやしないと言っております。私と同じ九州でありますので、実は私も大臣という立場でなくて、一個人の村上として一つお会いしたいと思つたのです。私もちやうどあなた今の御意見のように、また地元の人の考えられるように、あの二十八年大災害のあと、すぐあの地点にダムを作ろうということを建設省で――当時の局長は今

の米田参議院議員だろうと思っております。そういう相談を受けたときに、私はもうまっとうから反対した。ということは、福岡県、佐賀県に災害があったからといって、直ちに大分県なりあるいは熊本県なりのその奥地の、この狭い土地を全部ダムで沈めてしまうんというばかなことがあるか。それより、もう少し計算をして、そうして

たとえば砂防施設を完璧にならしめて、静水を流して、あるいはまた堤防等を上げたりのなにかする方法を講じて、一洪水出たら、一つ犠牲者が出たから、すぐ村をつぶしてしまえというふうな、そんな措置は私は絶対反対だ、こう言つて、私もその当時反対した一人でございます。これは廣瀬さんも私と同じところですが、廣瀬さんも同じ気持であった。ところが、その後建設省で詳細に、微に入り細にわたつて計画を立て、あるいはそういうような観点から防災ということについて学者の意見等も聞いて、いろいろやつた結果、どうしてもこれだけのことはしなければならぬということに到達したので、その後私も、これはやはり権威ある技術者のやることをわれわれ政治家が、ただ単にわかりもしないで反対、これは反対ということもできない。それから、その後米田君に会つていろいろ聞いてみますと、なるほどこれはやっておかなければ大へんだ、こう思つて、私も多少のダム等に経験はございますけれども、まっとうから反対した一人でございます。それが、結局こうしなければ下流の人たちは助からぬということに私も考え直して、大分県の方が相当犠牲者も多いんだけれども、私は犠牲者の方も、村長も、あるいはあの地区の人たちもみな知つてお

りますが、その人たちが、帰ればいろいろ陳情に来ますけれども、私はこれはやむを得ないのだ、僕も反対したいんだが、しかしこれはどうしても、いわゆる民主主義の原則に従うとか、いわゆる最大多数の人のためには、やはり少数の人が、こういう場合にはやむを得ない犠牲を払わなければならぬだ

た。九

ろ。しかし、国家が補償する場合に、その国家補償等については最大限の補償をせよとわなければいかぬ、というようなことを言つて慰めてきておられます。

ところが、今の一方の言ひこと、かなり技術的観点から絶対的にこれ以外ないというのに、今度はまた一方がこう言ひからといつて、その方に耳をかして、この方は取りやめよう、そして松原だけやれ、そしてもう少し高くするからということを言ひ、今度は松原の方の、今せつかくまげて了承願つておられるところが、そんなことならおれの方も反対だ、こういうことになりますと——そういうおれがなまにしもあらずであります。——そういうことになると、多数の人の生命、財産を守るべき日本の公共施設というやうなことも、それを遂行することが非常に困難になる。こうなれば何やらわからなくしますので、どこか別の地点があれば別であります、しかし、その地点がないということであるので、それから、その人たちはやはり私と同じじろりとですから、たとい学問があつてもしろうとにわかるようにはよく説得する必要があつておられます。でありますから、ただいまの御意見のように、そういうたいわゆる反駁者に対する反駁ではなくて、反駁者に対しては納得のいくような、理論的にこうであるといふことをお示しすることが、私はまず第一だろつと思つております。これは、さつそく私どもの方でその手続をとりますから、一つ御了承願ひたいと思ひます。大体現地には「松原下笠両ダム計画の手引き」というものは差し上げてあるはずであります、何も

かも受け取つてくれなかつたり、会つてくれなければ別でありまして、けれども、大体関係者は十分御承知のことだと思つております。ただ、下笠の今の方たちには、よくわかつてない、徹底してないところがあつてと思ひますが、その点十分われわれの方でも努力をいたしたいと思ひます。

○坂本委員 ただいまの御説明で、少し違つた点は、実は室原さんなんかの志屋部落の水没するのは松原ダムで水没するのです。その部落の上から——志屋部落といつても広いのですから——その部落の上に今度下笠ダムができるのです。そこで、それはなにか、私はしろうとですが、また四十メートル水深があるらしいのです。しかし、そこが場所がいいというので、下笠にやる。下笠のダムができると、その志屋部落のうちの半分くらいと、それから大分県の方の部落が水没する、こういうわけになつておられるのです。それで、松原ダムについては全然異論がないというのではなくて、松原ダムのダム・サイトができる、あそこ

の場所を測量するについては異論がない。しかし、それも多少認識不足の点は、これはまだボーリングを入れて、そして穴を掘つて岩盤を検査した上でなければほんとうにきまるのでないのだから、ここが悪ければ変更になるかもしれない、こういう話があるから、それじゃ、それをやつてもらおうといふので、松原ダムのあそこをダム・サイトのところは承諾があるらしいのです。ところが、よく聞きますと、もう松原ダムもここにやることはきまつて

いるのだ。ただ、ダム・サイトを作る関係で、岩盤とかいろいろのをやる

ために横穴を掘つたり、ボーリングを入れたりするのだ。こういう点でも、官僚からわれわれはごまかされておるというふうな考えも、地元に行けば非常にあるわけなんです。

そういうような点で、手引きというふうなものも、われわれが行つたとき、そういうものがあれば、一部でももらえればあれですが、それは資料としてもらわなかつたものだから……。やはり意見書の十六カ条は十分検討しなければならぬ点だ、こう思つたわけなんです。

それは今大臣がおつしやいましたから、そうすることにしまして、次に、昨日、三月末までの測量延期というのを大臣が言われましたから、問題は一カ月延びたわけなのですが、今土地収用法の十一條と十四條の関係で、建設省は強引に強制立ち入りと申しますか、測量とあれをやろうとしておられるわけです。そこで一番問題は、あそこを建造物が——昨年強引に伐採してそのままほつたらかしておつたら、それを横に積みまして、あそこに十一軒かの家、物置きとか集会所その他ができるわけなんです。この点も、強引にこれを取り払つて、そして穴を掘るのにはダイナマイトもやらなければならぬですから、爆発物の取り締まり関係もあるわけなんです。そういうような法に

ずいぶん違反した、強引なやり方がとられようとしておつたわけですが、その点について中央では十分認識されておられますか。

なほ、土地収用法の十四條で木を切るのか、あるいは、かきをくすすぐらはいはいけれども、建造物の場合は別な処置をとらなければならぬのじやないか。こういうふうにも考えられるのですが、その点については、建設省の本省の方ではどういふような事実を把握しておるか。そして、地建で強引にやろうとした点がいいか悪いかという点についての御説明を願ひたい。

○關盛政府委員 ただいま土地収用法の関係についての御質問でございまして、私、計画局長でございまして、土地収用法の所管をいたしております。今の御質問の前に、今回のダムにつきましても、工事の実施のための地方建設局からの土地収用法の事業認定の申請書につきましては、昨年九月に建設大臣あてに提出されたのでございまして、先ほど地元の見解書の提出が九月というふうに押馳いたしましたのでござい

ますが、土地収用法の起業者の側からの認定の申請書が九月でございまして、その後内容につきましては、計画局といひましてはいろいろ検討いたしましたし、とりあえずこれについての地元の意見を聞くために、事業認定の申請書を見直しをいたしました。それが本年の一月二十日ごろでございまして、それ

に対しまして、地元縦覧の結果、地元の利害関係人の意見、ただいま先生のお話の十七カ条の意見というものに該当するような大部の意見書が建設省に到達いたしましたのが、ちょうど二月中旬ぐらいであつたと思ひます。この意見書は、ただいまお述べになりましたやうないろいろな問題を含んでおりますので、従つて、土地収用法の手続に従ひまして、まずこの意見書は、ダムをここで特定する必要があるので、地元の対する弁明書を関係行政機関として求めなければいけません。

従つて、これは土地収用法大臣としての問題じゃなくて、事業所管大臣としての弁明書をとるべく河川局に送付いたしましたのでございまして、それが今日までの土地収用法関係の手続の進行状況でございまして。

それから、ただいまの御質問は、土地収用法に基づきまして、起業者がいわゆる事業準備のための立ち入りの問題でございまして、土地収用法の十四條におきましては、いわゆる当該起業者が地域について立ち入りをしなければならぬというときには、知事または市町村長の許可を受けました場合におきましては、障害物等調査のために必要なものを除去するといふところの

一つの権限を取得するわけでございますが、これは事業準備の段階でござい

ますので、やはり障害となるべき樹木とか、かき、さく等、こういうことになつておられます。居住の用に供するやうな、つまり家屋とかさういふたものが、法律の建前をいたしましては入らないことになつておられます。事実問題として、あの地域に建つておつたところのものがさういふ意味の家屋であるのかどうかといふことについては、私たちが現場を見てもありませんからわかりませんが、法律はさういふ形になつておられます。そういうことで、実際の調査の立ち入り等の現実の行為につきましては、またその起業者の立場から御説明があることと思ひます。

○坂本委員 さっきの意見書は九建三四用発第五四八号昭和三十四年九月二日付の事業認定書に対して三十五年の一月二十五日付で提出した意見書なんです。そういうふうに訂正します。

そこで、強引にやられずに、延期になつたからあれですが、一月月後においてはまだ問題が当面の問題として起こると思ふのです。そこで、調査しますと、本年の二月四日に国から室原知事、穴井隆雄あてに妨害排除の仮申請書が出ております。これに對しまして、室原、穴井、そのほか、この指定の中には末松豊の地所があるわけです。この三人に県知事から出した許可書で、これが小国町長を経てきておるわけですが、さらにこの立ち入りの点については、建設所長から通知が出ておるわけですが、それはこの二人だけに行つて、末松という人には行つていないわけです。そして、實際現場を見ますと、すでに燭木は切つてしまつて、その跡に建造物ができておるといふようなわけで、この三名の土地の境界が實際はつきりしていません。これは図面をあそこに持つてきておられますが、ただ図面を書いて、そして一町五反はこれだけだといふので通知をしてきたわけですが、それで、さらに室原、穴井から、ただこうやつてもらつてもどこが境界かどうかからぬじやないかといふのを、熊本県知事に申し立てをいたしましたから、熊本県土木部長から、大体三十一年に作つた図面と、それから試掘、試掘箇所は、番地を、室原氏の方は五千八百二十三番の三、五千八百二十五番、五千八百二十六番のうち山林六反四畝二十五歩、こうなつておるわけです。穴井隆雄氏の方は五千八百二十七番の一、同番の二、同番の三、五千八百二十八番の一、同番の二、五千八百三十番の二のうち山林八反五畝五歩、こうなつておるわけですね。そこで、それでは熊本県の方は、

こういふふうには番地をあげて何反何畝と出しておるけれども、どこをどうして地所をはかつたか。しかもこの図面の中にはもう一人の所有者があるのぢやないか。これは實際でたらめだ、いいかげんな通知を出しているといふのが非常に大きい主張になっておるのであります。ですから、こういふ仮処分に對しては、裁判所は口頭弁論を開いて慎重に審議してやらなければ、図面そのものがでたらめだし、宅地の所有者の所有坪数なんかでもたらめである、こういふことになっておるわけですね。さらに、今度この反対者の室原、穴井、それから末松、この三名から、家屋の占有保全の訴え、これは民法の百九十九条による訴えなんです、これが出されておる。そして、この關係になつておるのですが、これは強引にこういふことをやるべきでなくて、この土地取用法の施行について根本的な法的の欠陥があるわけなんです。だから、こういふような問題について、双方から仮処分の申請並びに訴えが出ておりますが、これはやはり裁判所で実地検証するなり、あるいはその実地の現場で証人等も呼んで、そして裁判で解決して、何といひますか、納得といふところまでいかぬにしても、そういう裁判によるところの結論が出た上で強行すべきぢやないか。こういふふうには考へるわけですが、この点についての大體の所見は、いかがですか。

○村上山務大臣 一応認定を受けておるのです、その必要はないと思ひましたので、仮処分の申請は、建設省としては昨日取り下げました。

○坂本委員 しかし、取り下げても、反対側の訴えは残るわけなんです、

それとその仮処分は、そこで、これはやはり大臣も行かれなかつたのです、今になつて行つて、説明するから集まれ、聞けと言つても、これは聞くよくな状態ぢやないし、現場に行つてみれば三月の末までになつておるので、これは三月の末までになつておるので、われわれとしては、これは裁判所の判決によれば、どっちが勝つても負けでも、一つの合理的な解決になるわけ、その処置を促進してやるよりは、かにはないのぢやないかといふふうにも考へるわけですが、そういう点も御考慮つて、なおあつた方がございまして、この問題はもう少し書面は検討して出されると言われましたが、その内容その他について、また現場との折衝、こういふ点についても、また土地収用の問題についても、一時間もあればもう少し御答弁願つて説明できると思ひますが、本日はこれで中止しておきたいと思ひますので、ぜひ一つ……。

御存じのように、熊本では水俣の奇病問題についても、大きい問題で暴力問題まで起きておる。また、阿蘇の山奥に警官三百人も動員して強引にやる。強引にやるといひましたも、あの砂川の宅地を強引に測量したのと違つて、やはりこれは数日間、あるいは一カ月間くらいかからなければ岸壁の調査はできない。最初十三カ所をやることになつておつたのを三カ所に減らし、あと一カ所にした。それではほんとの岸壁の調査はできないのではなからぬかと思ふ。だから、何とか解決の道を講じなければならぬと思ふし、さらにこれは、われわれしつと考へておる、はたしてこの筑後川の総合開発の問題について、反対者が言われるように、砂防ダムあるいは治水、ほかに何も目的はない、あとは九電をもりかきさせるだけだといふような点も耳をかきさなければならぬし、この点も十分考慮されて、少くとも警察官の擁護によつてあつた地質の調査をするといふことは、とうてい實際にはできないと思ふので、一つ十分慎重にやつていただきたい。

○三鍋委員 久しぶりて建設大臣の御出席を得まして、委員一同心から喜んでおります。

○三鍋委員 久しぶりて建設大臣の御出席を得まして、委員一同心から喜んでおります。

○三鍋委員 久しぶりて建設大臣の御出席を得まして、委員一同心から喜んでおります。

からないのここに朝からおるといふことは、非常に実行予算編成の重要なときにおいて大へん非能率的だと考へます。

そこで、大臣は非常にお忙しいので、予算委員会その他にも出なければならぬし、いろいろな党の方の仕事もあるし、事情もよくわかるのですが、こういふ点は一つ御勘案下さいまして、最初の二、三回目は何とか都合して、ぜひ大臣にお聞きしたいといふ問題を一つ切り上げていく。あとまた臨時御出席を願つて、必要でないときはほかの方でそれぞれやつていただく、こういふ工合にやつていただく方が、いいのぢやないかと思ひます。大臣がおいでにならないものだから、自民党の二階堂委員にしても、各委員にいたしましても、みんな質問を保留してそのままになつておるわけですが、それで部分的な問題に入つておる。そういう形になつておるのです、やはりみんなに十分その職務を遂行してもらつて上から、今後の審議の上において、委員長はこういふ点をぜひ十分考慮に入れていただきたい。私はこのように思ひます。

そこで、そう言ひながら私の質問が部分的になるわけでありまして、これは総括の中でやりたい、こう思つておつたのですが、ことしは大臣その他各委員の方によつて二千九百六億という膨大な建設予算、当初予算に比して三百三十九億といつたような増したものであります。これに對して、こんなことでは、予算がふえたからいいといつたものではないと思ひます。これは、平時においてこう

予算がふえたからいいといつたものではないと思ひます。これは、平時においてこう



本さんのときの話をちよつと先ほど出したのですが、四百幾ら、そうすると定員化される人はいいけれども、あとに残される人は非常に不満がそこに残るわけでありませう。そこで、定員化されないで残される方と、定員化されようという立場にある人たちが一緒にやると、そういう弥縫的な、一部だけやるといふやり方だつたら現場にまずい空気ができるから、全面的にお断わりしようという声さであるのは、大臣はどう考へておるか。そんないやなものならやめてしまへと、すばつと言われたことがあるのですが、これでは話にならないのでありますが、私はやはり、同じことをやっているのに差別をつけているところに問題があるのであつて、この点はもう少し真剣に、もう少し能率的に解決をしていただくようにお願ひをしなければならぬと思うのであります。

そこで、大臣に伺いますが、何か開くところによりますと、これはいろいろ問題があるから、いっそ定員のワクをはずしちやつて、三公社五現業式のああいふ方向に持つていったらどうかというふうな意見も出まして、各省に意見調整をされておるといふことを聞くのであります。この点につきましては御答弁をいただきたい。

○村上国務大臣 定員外職員の定員化につきましては、建設省が従来から一番熱がかかつておる所でありませう。私はただいまの御意見のように、同じ待遇で、少なくとも一つの誇りを持つてその事業に、あるいはその職域に従事するといふことが最も好ましいと思ひますので、どうしてもそういうふう一刻も早く全員を定員化したい、か

よりに思つております。去年も千三、四百名ばかりに定員化されたのであります。今お説のように、同じ立場でおる者が一人は定員化された、ところが他の者はされなかつたといふよりなことがあつてはなりませんので、なるだけ全員をそういうふうなことにしたい、こゝろ思つております。

ただいま、三公社五現業のよるな工合に建設省をしたらどうかという意見が出ておるといふことですが、そういうふうなことも、私よく耳にいたしております。しかし、これは各方面ともいろいろ非常に緊密な関係があらますので、今まだ検討しておる段階であります。

○三鋼委員 この問題につきましては、現場の人々から非常な切実な要望があるのです。名刺に肩書きが書けないのです。日給だから、あるいは二カ月後の運命がわからないから。それがために、建設省に勤めておられるそなたがといふことで縁談なんか持ち上がったときに、身元を調べると、何だ、あれは雇ひやないかといふふうなことで、全然問題にならなくて、破談になつたといふようなこともあるのです。これは当人にしてみますと、私は非常に切実な問題だと思ひるのであります。今大臣のお話を聞きますと、全員を定員化するよう努力したい、このようにおっしゃつております。大臣は非常に温厚な人柄でありまして、部下の局長、課長さんも喜んで働いておられる。これはやはり大臣の理解があるからであります。そういう意味におきまして、何とかしてあすの安定というものを与えて、そして全身全霊を自

分の仕事に打ち込める体制、これがこの膨大な国民の血税を治山治水対策に、国土保全、災害予算として今度大きくクロージアップされたこの予算を生かすか殺すかの問題でありまして、一つ大臣の熱意で、何とかこれを全員定員化の方向へ踏み切つていただくよう御努力をお願いしたい。これはうわさのことではあります。事業費でこれらのワクをみなはずしてしまつて現業の方をまかなうということになりますと、これは地方財政に及ぼす影響が非常に大きいのでありまして、また感情的ないろいろの問題もあると思ひますので、この点、うわさに乗つておる程度でありますけれども、十分御検討願ひます。私たちは全員定員化という大臣の御答弁の方向を心から願つておるわけでありませう。この上とも一つ大臣の御熱意と御努力をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○羽田委員長 次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時十八分散会

昭和三十五年三月一日印刷

昭和三十五年三月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局